

## 横須賀小学校PTA運営細則

### (総 則)

第1条 本会の運営について会則の定めのないものについては、この細則の定めるところによる。この細則で定めていない事項で必要なことは、その都度理事会で定める。

### (会 議)

第2条 会長は各会議を召集しようとする時は、理事及び委員に対して開会の日の事前にその通知をしなければならない。但し、緊急の場合はこの限りでない。

第3条 役員等が止むを得ない事由により会議に出席することができない時は、その会議の議長にその会議の議案について賛否を委任することができる。

第4条 会議の記録は、必要な事項についてこれを最大限に記載しなければならない。

### (役 員 等)

第5条 役員等は定期総会の終了と同時にそれぞれ解任及び就任する。

第6条 会長に欠員を生じた時は、理事会の決定により副会長より昇格する。他の役員等に欠員が生じた時は委員から補充する。

第7条 委員が選出され、その委員に欠員が生じた時は、その者が選ばれた次点者を以て補充する。

第8条 役員等に、必要に応じて教職員代表を加えることができる。

第9条 当選者が当選を辞退した時、選挙期日後において会員の資格がなくなった時は、次点者を繰り上げ当選とする。

(会 費)

第 10 条 本会の会費は、児童一人につき月額 150 円を納めるものとする。

但し、臨時に必要な経費の徴収については理事会で決議する。

(委 員 会)

第 11 条 常設の委員会とその任務はそれぞれ次の通りとする。

1 文化広報委員会

児童と会員のための研修に関すること。

会員の親睦と視察に関すること。

会の広報に関すること。

その他必要なこと。

2 生活交通委員会

児童の生活指導に関すること。

交通安全指導に関すること。

その他必要なこと。

3 保健緑花委員会

教育環境、衛生環境の整備に関すること。

会員及び児童の福利厚生に関すること。

PTA花壇に関すること。

その他必要なこと。

(選挙委員会)

第 12 条 役員等の選挙を行うため、選挙委員会を置き選挙に関する一切の事務を取り扱う。委員長は副会長が、委員は支部長、副支部長がこれに当たる。

第 13 条 選挙委員は、下の時期までに、理事及び委員を選出し選挙委員長に通知しなければならない。

委員の選出 1月上旬まで

理事の選出 1月末日まで

第 14 条 選挙委員長は2月末日までに各支部で選出された理事を集め、理事の互選により会長、副会長、支部長、常設委員会の委員長、副委員長を決定する。書記、会計は会長が推薦する。

第 15 条 選挙委員会は、必要に応じて投票管理者、立会人その他必要とする選挙関係人を委嘱することができる。

第 16 条 役員等の選挙に当たっては、それぞれの選挙を行うに必要なことを予め会員に知らせなければならない。

第 17 条 選挙は、第1次、第2次、第3次と分け、第1次選挙は地区選出の委員、第2次は理事、第3次は役員の選挙とする。

第 18 条 支部委員とは、支部ごとに若干の委員を設け本会の活動を推進し、かつ支部活動の事業を運営する。

委員の選出方法

各支部の選択制として毎年確認して選出する。

前提条件として委員は、会員12世帯毎に1名委員を設ける。目安として約 10 世帯～15 世帯に 1 名とする。但し、15 世帯を超えても運営上支障がなければこの限りではない。

A方式 地区から最低 1 名で会員 12 世帯毎(約 10 世帯～15 世帯)に 1 名増員し運営に当たる。

B方式 隣接する地区で、2～3 地区が連携して、最低世帯数が 12 世帯を超えて運営しやすくなる様にして運営に当たる。さらに会員 12 世帯毎(約 10 世帯～15 世帯)に 1 名増員し運営に当たる。

例 1 40 世帯で委員 2 名で運営に支障がない場合、可とする。

例 2 21 世帯で委員 1 名で運営に支障がない場合、可とする。

例 3 8 世帯で委員 1 名で運営に支障がない場合、可とする。

但し委員に負担が大となる場合は、協議して負担の軽減を検討すること。

※この場合、B方式を推奨

(付 則) 平成 16 年 4 月 19 日 改正